

長期間ご利用のない インターネットバンキング契約の解約について

お客様各位

平素は、当組合をご愛顧・ご利用いただきまして厚く御礼申し上げます。

現在、お客様のパソコンから、インターネットバンキングの ID やパスワード、暗証番号などを様々な方法で不正に取得し、お客様の口座から不正に預金を引き出す被害が全国の金融機関で発生しております。

当組合では、不正送金被害などを防ぎ、お客様の財産をお守りするために、個人向け・法人向けインターネットバンキングサービスの利用規定に基づき、長期間ご利用の無いお客様を対象に当該サービスを解約させて頂くことと致しました。

記

1. ご契約の解約対象となるお客様

令和7年 8 月末時点において、「1 年以上当該サービスの利用がないお客様」

2. 解約処理予定日

令和7年10月より順次解約処理を行います。

3. ご契約の解約理由

【利用規定】 第 16 条(解約等)

(2)契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合は契約者に通知・催告することなく、本規定に基づく契約を解除できるものとする

⑥号 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき。

⑧号 1年以上にわたり、本サービスの利用が無いとき。

お預かりしている大切な財産をお守りするため、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください

以上